

平成29年太宰府市議会第2回（10月）臨時会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
10月27日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑・討論 ・採決

平成29年太宰府市議会第4回（12月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
12月12日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	(初議会)
	暫 時 休 憩 中	議会運営委員会	第一委員会室	
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
12月13日(水)				
12月14日(木)	午 前 1 0 時			2日目分質疑通告締切
12月15日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑
12月16日(土)				
12月17日(日)				
12月18日(月)	午 前 1 0 時			最終日分討論通告締切
12月19日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	終了後	議会運営委員会協議会	第一委員会室	
	終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成29年第2回(10月)臨時会目次

◎ 第1日(10月27日開会)

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	1
4. 会議録署名議員	1
5. 出席説明員	1
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
閉 会	14

平成29年第4回(12月)定例会目次

◎ 第1日(12月12日開会)

1. 議事日程	17
2. 出席議員	17
3. 欠席議員	17
4. 会議録署名議員	17
5. 出席説明員	17
6. 出席事務局職員	18
開 会	19
散 会	35

◎ 第2日(12月15日再開)

1. 議事日程	37
2. 出席議員	37
3. 欠席議員	38
4. 出席説明員	38
5. 出席事務局職員	38
再 開	39
散 会	51

◎ 第3日(12月19日再開)

1. 議事日程	53
2. 出席議員	53

3. 欠席議員	54
4. 出席説明員	54
5. 出席事務局職員	54
再開	55
閉会	62

◎ 審議結果

1. 審議結果	66
2. 諸般の報告	67

1 議 事 日 程

[平成29年太宰府市議会第2回(10月)臨時会]

平成29年10月27日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度太宰府市一般会計補正予算(専決第1号))
日程第4 決議第3号 芦刈市長に対する不信任決議

2 出席議員は次のとおりである(18名)

- | | |
|-------------|----------------|
| 1番 堺 剛 議員 | 2番 舩越隆之 議員 |
| 3番 木村彰人 議員 | 4番 森田正嗣 議員 |
| 5番 有吉重幸 議員 | 6番 入江 寿 議員 |
| 7番 笠利 毅 議員 | 8番 徳永洋介 議員 |
| 9番 宮原伸一 議員 | 10番 上 疆 議員 |
| 11番 神武 綾 議員 | 12番 小 畠 真由美 議員 |
| 13番 陶山良尚 議員 | 14番 長谷川公成 議員 |
| 15番 藤井雅之 議員 | 16番 門田直樹 議員 |
| 17番 村山弘行 議員 | 18番 橋本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

- | | |
|--------------|-------------|
| 14番 長谷川公成 議員 | 15番 藤井雅之 議員 |
|--------------|-------------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 市 長 芦刈 茂 | 教 育 長 木村 甚治 |
| 総務部長 石田 宏二 | 市民生活部長 友田 浩 |
| 総務部理事 原口 信行 | 都市整備部長 井浦 真須己 |
| 健康福祉部長兼
福祉事務所長 濱本 泰裕 | 観光経済部長 藤田 彰 |
| 教育部長 緒方 扶美 | 都市整備部
公営企業担当部長 今村 巧児 |
| 教育部理事 江口 尋信 | 総務課長併
選管書記長 田中 縁 |
| 経営企画課長 高原 清 | 管財課長 小柳 憲次 |
| 市民課長 行武 佐江 | 福祉課長 友添 浩一 |
| 都市計画課長 木村 昌春 | 社会教育課長 中山 和彦 |

上下水道課長 古賀良平

観光推進課長兼
地域活性化複合
施設太宰府館長

木村幸代志

監査委員事務局長 渡辺美知子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿部宏亮

議事課長 花田善祐

書記 斉藤正弘

書記 高原真理子

書記 力丸克弥

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成29年太宰府市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

14番、長谷川公成議員

15番、藤井 雅之議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年太宰府市議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれ

ましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、本日私からご提案申し上げます案件は、補正予算の専決についてご承認をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）」）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、9月28日の衆議院解散に伴い10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に係る予算を、平成29年9月28日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第59号「専決処分の承認を求めることについて」、質疑させていただきます。

期日前投票について伺います。

さきの総選挙におきましては、太宰府市において期日前投票利用された方が1万2,310人と聞いています。前回から8,413人から46%増えたという報告がされています。期日前の投票所は市役所4階の1カ所で、投票所の設置で、前日には台風の影響もあって40分待ちになったという状況が生まれています。期日前投票を利用される方が増えている状況から、投票所の増設も検討が必要と考えますが、今のご見解を伺いたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 皆さん、おはようございます。

ただいまの神武議員の質疑についてご回答を申し上げます。

期日前投票所の増設についてでございますが、今回の選挙につきましては、投票日が近づくにつれ、期日前投票所が大変混雑いたしまして、特に投票日前日の10月21日土曜日は、大変多くの皆様が期日前投票所を利用され、長くは1時間余りお待たせしましたことにつきましては、大変申しわけなく思っておりますのでございます。

今回、期日前投票所を利用された方は、投票者総数 3 万 3,964 人に対して 36% に当たる 1 万 2,310 人でありました。平成 26 年 12 月の第 47 回衆議院議員総選挙においては、その率が 27% となっておりまして、期日前投票の利用者が制度の定着とともに確実に増えてきている状況でございます。

なお、今回は台風 21 号接近の予報もありまして、マスコミ等でも期日前投票利用の呼びかけが盛んに行われましたことから、全国的にも同様の傾向であったと考えております。

お尋ねの期日前投票所の増設につきましては、場所の確保や名簿照合情報の同期性を確保するためのネットワーク環境の整備、投票管理者及び投票立会人の確保、事務従事者の配置等課題も多いため、今回の反省も踏まえまして、まずは名簿照合の複数化、記載台の増設、事務従事者や駐車場整理の人員確保などについて検討いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありませんか。はい、よろしいですか、はい。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 59 号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第 59 号は承認されました。

〈承認 賛成 17 名、反対 0 名 午前 10 時 07 分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 4 決議第 3 号 芦刈市長に対する不信任決議

○議長（橋本 健議員） 日程第 4、決議第 3 号「芦刈市長に対する不信任決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17 番村山弘行議員。

〔17 番 村山弘行議員 登壇〕

○17 番（村山弘行議員） 決議第 3 号「芦刈市長に対する不信任決議」について。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は、太宰府市議会議員、橋本健議員、門田直樹議員、藤井雅之議員、長谷川公成議員、陶山良尚議員、小畠真由美議員、神武綾議員、上疆議員、宮原伸

一議員、徳永洋介議員、入江寿議員、有吉重幸議員、森田正嗣議員、木村彰人議員、船越隆之議員、堺剛議員であります。

決議文の朗読をもちまして、提案理由の説明にかえさせていただきたいと存じます。

太宰府市議会は、6月定例会最終日に市長へ猛省を促す問責決議を全会一致で可決した。反省した姿と新たな方針が出されることを期待したが、9月定例会直前に副市長を解任し、教育長には退任宣告という暴挙に驚かされ、さらに議員の不信感を募らせる結果となった。

9月定例会において市長は、総合体育館建設の入札問題における、第三者委員会設置撤回等の責任をとるとした1カ月分の給与10%削減案を提案したが、算出根拠に乏しかった。

また、必要性や採用基準が不明瞭な給食専門委員や、大綱素案がない段階での行政改革推進委員会設置なども提案されたが、いずれも庁舎内部で十分に協議されたものではなく、ひとりよがりの熟慮に欠けたものであることから、議会としては到底受け入れがたいものとして否決した。

9月定例会最終日、市議会は市長に対する辞職勧告決議を可決した。その後、市長に辞職の意思があるかどうか確認をしたが、絶対にやめないと一点張りであった。芦刈市長は、平成27年4月の統一地方選挙で市長に当選され、市民の期待も大きかったと思う。

これまで2年半を経過したが、公約の柱であった中学校完全給食実現も突然の方針転換、そして今また、長としての方針にぶれが生じ、何ひとつ成果が上がっていない。具体性のない答弁や部下のせいにする責任転嫁など、数多くの問題がある言動により、市政の混乱や停滞を招いている現状にある。これらは、全て組織の長としての責任は当然のことであるが、それ以前に芦刈市長個人のリーダーとしての資質の欠如と判断せざるを得ない。これ以上市政を任せるのは、太宰府市の発展を妨げるものである。

よって、市議会は市政の健全化と安定を図るため、芦刈市長に対する不信任を決議するものである。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 今の不信任決議案の中でも出ましたとおり、芦刈市長はもう絶対にやめないというふうにおっしゃっています。芦刈市長は、無駄遣いノーと言われて、市長選挙に出たはずです。やめないということになれば、芦刈市長は辞職せず正常に機能している議会を解散させるということになります。この解散によって、市議会議員選挙になれば、数千万円という皆様の税金が残念ながら使われることになります。議会を解散させ、選挙をさせることは、無駄遣いだと、私は思います。

また、教育長に対する辞任要求してあります。ここで教育長が辞意表明をいたした文を読まさせていただきます。抜粋して紹介いたします。

住民福祉を停滞なく推進する責務がある三役、市長、副市長、教育長が全て辞任、辞職を求められたという現況への対処は、まず執行機関側は第一義的に解決しなければならないものと考えます。ついては、さきに市長室において問責決議を受け、人事刷新するので教育長職を引いてくれと、私に宣告されたことに対し、芦刈市長ご自身を含めた三役一体の刷新と受けとめられて、市長も職を辞されることを強く進言します。

行政経験が30年以上ある教育長が市長に対して辞任を進言いたしました。行政内部からも辞任要求が上がるほどひどい市政運営がなされていったことは明確です。しかし、今回辞職願を提出した教育長に対して、市長は辞職に同意しておりません。このような市長は、私は断じて信用できません。

よって、賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 決議第3号「芦刈市長に対する不信任決議」について、賛成の立場で討論いたします。

そもそもこの市政、混迷の原因は、芦刈市長と市幹部の対立であり、副市長初め執行部組織内での業務遂行上の意思疎通、コミュニケーションに決定的な原因があったはずですが、市長は議会との間でも最後までコミュニケーションを図ることができなかったわけですが、それを単なる市長と議会の対立のように市民に伝わっていることを残念に思います。

議会は、これ以上芦刈市長では事態を收拾できない、市政を任せることができないと結論しましたが、肝心の市民は市政混迷の核心的な部分がわからないままです。

そこで、議会は問責決議から辞職勧告、不信任決議に至る経緯を説明した議会リポートを作成・配布して、情報発信を図りましたが、これでも十分ではありません。議員個人も報告会などで状況の説明に努めるものの、それも限定的です。いまだに会う人会う人、聞かれるのは、太宰府市は一体どうなっているのかという質問ばかりです。芦刈市長もチラシ配布や集会を開いているようですが、状況は同じようですね。

そこで、事態ここに至っては、市民に状況を直接訴え、最終的に判断していただくことです。この不信任決議可決の先は、原因は市執行部の内側にあることに鑑み、市長辞職、そして

市長選挙で事態を收拾させることが市政の空白を最小限にできるとともに、何より市民にとって一番わかりやすい選択であると考えます。

以上、申し添えまして不信任決議についての私の賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 不信任決議に賛成の立場で討論いたします。

9月議会の辞職勧告決議の際に、辞職を勧める討論をいたしました。細かいことについては、そのとき述べましたので申し上げませんが、二元代表制からいえば、市長と議会が適度の緊張感を持って進めるべきとのことから、市長の提案理由に同意、賛成できないことがあることは当然だと思っています。

今回6月議会から問責決議、そして不信任決議までの経緯・経過を振り返りますと、市議会が求めている立て直しと市長が考えている出直しの方策がずれていると感じます。これ以上歩み寄れない、相互理解が難しい状況になっています。市民に真意を問うことが適切な判断であると考えます。

私たち市議会は、先ほど木村議員も申されましたが、市民の方にこの状態を知っていただくという議会レポートを作成し、配布をしています。そして、芦刈市長もご自身の考えを市民の方に知っていただくという考えで恐らく後援会ニュースを今配布されている状況だと聞いています。その中に掲載されていますものを見ますと、「JR太宰府新駅建設による新しいまちづくり」というふうに項目があります。芦刈市長は、市議を1期務められた中で、この新駅建設については否定的な立場でしたので、私は目を疑いました。また、近ごろでは、口頭で人口8万人を目指して税収を上げないと太宰府の未来はないとも言っておられますが、平成28年度策定の太宰府市の人口ビジョンは、2030年がピークで7万4,266人となっています。何を根拠に想定して発言をされているのか、また根拠のない人口増を見込んで、もうけよう太宰府、行政改革を進めようとしているのではないのでしょうか。これが市民の皆さんが求めていることなのかということも含めて、民意を問うべきだと考えます。

以上をもって芦刈市長の不信任決議に賛成といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 賛成の立場で討論を行います。

ただし、問責決議可決以降、一連の流れの延長としてのこの不信任案そのものには同調しかねるものがあり、決議案に名前を連ねることはしていません。さまざまな問題は、芦刈市長個人の特筆に諫言し過ぎていると考えており、市長が職を去ったとしても、組織体としての行政の問題や課題は残ると予想しています。つまり、市長個人を信じるかどうかについては、判断

しないという立場をとるわけですが、芦刈市長も公約として掲げて市民に託されたことについては、依然として前向きな気持ちは持っているようです。そう見受けられます。任期途中であることを考えれば、この点で信任のうちの信の一字については、市長にとっておいてもよいかとは思いますが。ただし、任ずる、任せるという点については、別です。現在、市長は実質的に副市長と教育長を失っています。教育長は、独立の組織の責任者という立場もあるので、両者を同列には置けませんが、市長は2つの翼を失っている。しかも、これが市長自身が望んでいたことに端を発していることも明らかです。

市長の公約を一言でいえば、行財政改革を本気でやりますということになるでしょう。そのために市長が市政の中心に座り、2つの翼、副市長と教育長が市政を回すということであったはずですが。しかし、両翼を失っても別の翼をつけるという提案はありません。市政を回せない状況が続くということであり、これでは任せるということはできません。無論行財政改革を進めるということも、絵そらごとになってしまうでしょう。辞職勧告とは異なり、不信任案は法的な実効性を持ちます。今述べたような現状を是認するという態度、判断は、議員としてはとることはできません。

繰り返しますが、この状況は市長自身の判断によって生じたものであり、その是正は一義的には市長に求められるべきです。市政を任せるとはできないと判断し、賛成者として名前を連ねることはしていませんが、賛成の立場で手を挙げるゆえんです。

付言しておきますが、こうした任せられないような状況が続けば、信じられないという帰結を生むでしょう。既に述べたように、市民からの信を市長が裏切ったとまでは、私は考えていません。混迷していると言われる市政を打破するには、市民から信ずるの一字を改めて取り、改めて任を全うする体制をつくれるようにするしか方法はないと考えます。権限の上からも、責任の上からも、経緯を考えても、それが今できるのは市長だけです。勇気を持って不信任の議決を受けとめてほしい。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 不信任案に賛成の立場で、これまでの経緯から市長へ2点にわたって苦言を呈し、討論をさせていただきます。

1点目は、市長公約の中学校完全給食の断念を発表した6月に、なぜ次の手が打てなかったのか。当面は、現行のランチサービスを続けながらも、全員喫食の完全給食実施のため、合意形成と立て直しをみずからが襟を正し、速やかに行うのか当然市長としてあるべき姿です。ところが、そんなことより自分だけが悪くない、いや自分は悪くないとまでとれる犯人捜しのような発言、例えば財源不足の問題を12月に聞いていたにもかかわらず、知らなかったと、ただ保身に走るつじつまの合わない発言は、氷山の一角です。これまでも、教育委員会からの答申もあり、幾らでも立て直しを図るチャンスがあったはずですが。それを人事刷新でけりをつけよ

うとする資質と能力のなさ、そして人間性の欠如を指摘させていただきます。このような事態は免れたかったことなんですが、非常に残念なことです。

2点目は、市長個人のひとりよがりの感情論や副市長やその関係者との確執のために副市長を解任したことは、公私混同も甚だしく、そこに市民を巻き込み、市政を停滞させたことは、断じて許しがたいことです。これは、9月議会初日の行政報告を読み返せば一目瞭然です。これ以上市民に大きな負担と不安を負わせ、幕を引くようなことだけは避けていただきたいことを申し上げ、討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 今回の不信任決議に関しまして、賛成の立場で討論します。

今までいろいろなことは言われてきましたけれども、この不信任に関しましては、市会議員18人がこの賛成したということは、市会議員の背中には1,000人以上の市民が負託しているんですよ。この意味を含めて、身を切る思いでこの不信任に賛成しているんです。それはなぜかということは、市長もわかっておられるはずですよ。その意味をよく考えて、市民の私たちに対する思いを自分たち言えないから議員さんに言ってくださいと言っているんです。これをよく考えていただきたい。でも、私が思うに、市長みずから辞職を申し出て、この場を丸く終わらせるのが一番の解決方法じゃないかと思っています。これを真摯に受けとめて、よく判断して、結果を出してください。

以上、終わります。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 決議第3号「芦刈市長に対する不信任決議」について、賛成の立場で討論します。

まず、この臨時会ですが、今年で2回目です。1回目は、昨年12月議会で否決された事務分掌条例のため、市長は1月に臨時会を招集されました。臨時会は、災害への対応など急を要する事案を除き、通常は選挙後の初議会ぐらいですが、1月の説明不足による修正と再提出、そして今回の不信任案のように、長に起因する臨時会が1年を経ずして2回も開かれることは、極めて異例のことです。芦刈市長に対しては、6月に問責決議、9月に辞職勧告決議が可決されましたが、その後も改善の兆しはなく、辞職もされないということです。その中で、市長は8月に副市長を解職すると同時に、教育長へ辞職を求めています。しかし、教育長の辞職には教育委員会の同意が必要で、市長が一方的にやめさせることはできません。

そこで、先日、23日に行われた教育委員会で、木村教育長は辞意を表明され、委員会の同意を得ました。ところが、芦刈市長は辞職に同意しないと言っておられます。なぜでしょう。わけがわかりません。なぜやめろと言っておいて、今度はやめさせないのでしょうか。記者会見では、中学校給食の説明会を指示しているが、実現していないことを理由にしておられます

が、芦刈市長が中学校給食断念を発表したのは6月です。そして、8月に教育長へ辞職を求めたのです。説明会開催を理由にするなら、8月の辞職要求が理解できません。また、中学校給食説明会は、公約を掲げ、それを断念した市長みずからの責任で行うべきです。誰がやるやらないと丸投げではなく、具体的な指示を行い、詰めていく努力をされたのか、大変疑問です。何か先のことを考えてのことかもしれませんが、ますます市政が混乱しています。

また、今後についてですが、市長は不信任を受けてもやめないと明言しておられるので、議会の解散ということになるかと思えます。このままいけば、12月初旬に市議選、そして新しい議会で再び不信任が可決されると、市長は直ちに失職し、今度は年明けに市長選です。2度の選挙でそれぞれ約3,000万円の支出が見込まれます。議員にとって解散は予定外であり、任期4年を全うできないことは大変残念なことです。事ここに至っては、皆覚悟はできています。ただ、どうしても納得のいかないのが解散の理由、大義です。長が議会を解散するのは、賛同者を増やし、反対勢力を減らすことが大きな目的だと思います。議会構成を変え、議案を通していくことで自分の政策を進めていくことができるからです。しかし、本市では市長への辞職勧告決議や不信任決議が全会一致かそれに近い形で可決されているのが現状です。また、現職以外で市議選への出馬を予定しておられる方もおられるようですが、皆現市政に批判的であると聞いております。つまり、市議選を行っても市長に対する議会構成は変わりません。新しい議会が不信任案を提出し、再び可決されるのは間違いないと考えます。この状況を変えるには、市長みずから選挙で信を問うしかありません。選挙に勝って再び市長として臨むなら、それは市民の意思ですから、議会は対応を改めます。

最後に、9月の辞職勧告決議でも申しましたが、この不信任案は単なる対立や感情的な理由などではなく、市政の混乱を正常化するために議会の職責として決議するものです。

以上、賛成討論とします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

本件の表決については、地方自治法第178条第3項の規定により、不信任決議が成立するには議員数の3分の2以上の者が出席をし、その4分の3以上の者が同意することを必要とします。

現在の出席議員は18人であり、議員数の3分の2以上であります。また、出席議員の4分の3は14人であります。

お諮りします。

本件は重要な事件で、個々の議員の賛否を明らかにする必要があることから、会議規則第70条第1項の規定により、記名投票による表決としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり、記名投票による表決をとることとします。

これから決議第3号「芦刈市長に対する不信任決議」を記名投票により採決いたします。  
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(橋本 健議員) ただいまの出席議員は18人です。  
投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(橋本 健議員) 異状なしと認めます。  
念のため申し上げます。

本案を可とする議員は白票を、否とする議員は青票を、点呼に応じて順次投票願います。  
点呼を命じ、投票を開始します。

(局長点呼、投票)

○議長(橋本 健議員) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(橋本 健議員) ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に1番堺剛議員、2番船越隆之議員を指名します。

両議員は投票箱のところまでお願いいたします。

(開 票)

○議長(橋本 健議員) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち

白票 18票

青票 0票

以上のとおり、可とする白票は18票、全票です。

これは法定要件の4分の3以上であります。

よって、決議第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

白票（賛成）を投じた議員の氏名

- 1番 堺 剛 議員
- 2番 船越隆之 議員
- 3番 木村彰人 議員
- 4番 森田正嗣 議員
- 5番 有吉重幸 議員
- 6番 入江 寿 議員
- 7番 笠利 毅 議員
- 8番 徳永洋介 議員
- 9番 宮原伸一 議員
- 10番 上 疆 議員
- 11番 神武 綾 議員
- 12番 小 畠 真由美 議員
- 13番 陶山良尚 議員
- 14番 長谷川公成 議員
- 15番 藤井雅之 議員
- 16番 門田直樹 議員
- 17番 村山弘行 議員
- 18番 橋本 健 議員

青票（反対）を投じた議員の氏名

なし

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を必要とするものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定をいたしました。

これもちまして平成29年太宰府市議会第2回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成29年太宰府市議会第2回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成30年2月16日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 長谷川 公 成

会議録署名議員 藤 井 雅 之

1 議 事 日 程 (初日)

[平成29年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成29年12月12日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 議席の指定について
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 副議長の選挙
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙
- 日程第10 山神水道企業団議会議員の選挙
- 日程第11 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙
- 日程第12 筑慈苑施設組合議会議員の選挙
- 追加日程第1 決議第4号 芦刈市長に対する不信任決議

2 出席議員は次のとおりである(18名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 柳原 莊一郎 議員 | 2番 宮原 伸一 議員 |
| 3番 船越 隆之 議員 | 4番 徳永 洋介 議員 |
| 5番 笠利 毅 議員 | 6番 堺 剛 議員 |
| 7番 入江 寿 議員 | 8番 木村 彰人 議員 |
| 9番 陶山 良尚 議員 | 10番 小嶋 真由美 議員 |
| 11番 上 疆 議員 | 12番 原田 久美子 議員 |
| 13番 神武 綾 議員 | 14番 長谷川 公成 議員 |
| 15番 藤井 雅之 議員 | 16番 門田 直樹 議員 |
| 17番 村山 弘行 議員 | 18番 橋本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 柳原 莊一郎 議員 | 2番 宮原 伸一 議員 |
|--------------|-------------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

- | | |
|------------|-------------|
| 市長 芦刈 茂 | 教育長 木村 甚治 |
| 総務部長 石田 宏二 | 市民生活部長 友田 浩 |

総務部理事 原 口 信 行
 健康福祉部長兼
 福祉事務所長 濱 本 泰 裕
 教育部長 緒 方 扶 美
 教育部理事 江 口 尋 信
 経営企画課長 高 原 清
 市民課長 行 武 佐 江
 都市計画課長 木 村 昌 春
 上下水道課長 古 賀 良 平
 監査委員事務局長 渡 辺 美知子

都市整備部長 井 浦 真須己
 観光経済部長 藤 田 彰
 都市整備部
 公営企業担当部長 今 村 巧 児
 総務課長併
 選管書記長 田 中 縁
 管財課長 小 柳 憲 次
 福祉課長 友 添 浩 一
 社会教育課長 中 山 和 彦
 観光推進課長兼
 地域活性化複合
 施設太宰府館長 木 村 幸代志

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮
 書 記 芥 藤 正 弘
 書 記 力 丸 克 弥

議事課長 花 田 善 祐
 書 記 高 原 真理子

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議会事務局長（阿部宏亮） 皆様、おはようございます。

一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、上疆議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

それでは、上疆議員、恐れ入りますが、議長をお願いいたします。

○臨時議長（上 疆議員） ただいま紹介されました上疆です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会前ですが、報道各社、事務局から、写真及びビデオ撮影の申し出がっておりますので、許可しております。

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成29年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（上 疆議員） 日程第1、「仮議席の指定について」を行います。

この際、議事の進行上、仮議席を指定します。

仮議席はただいまご着席の議席といたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時15分

○臨時議長（上 疆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、初議会に当たり、芦刈市長から挨拶の申し出がありましたので、受けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上 疆議員） 異議なしと認めます。

それでは、ご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 改めまして、新議員の皆様、ご当選おめでとうございます。

私は、市の混乱、停滞について、責任者として市民の皆様には深くおわびを申し上げなければならぬというふうに考えております。

しかし、問われておるのは、市長、市役所、議会であると考えます。私は、問題がありました不信任に納得できず、議会を解散いたしました。しがらみや既得権からの脱却なくして、このまちの未来はないと考えております。どうぞ新議員の皆様も、議員としての活動をよろしくお願ひしたいと思っております。

中学校給食の実現、行財政改革、新しいまちづくりを進め、さすが太宰府と言われる立派なまちづくりにしていかなければいけないのではないかとこのように考えております。

私が市長になりまして、中学校給食実現、行財政改革に取り組みました。議員の皆様も、議員選挙中にこの問題を取り上げられました。これは、太宰府市政にとって大きな転機になるのではないかとこのように思っております。

私は、改革の黒船にならなければなりません。しかし、その糸口についたところでございますが、この志は高く掲げたいと考えております。市長、市役所と議会は両輪でなければなりません。今後、そういう形に進んでいくことになるだろうと思っておりますが、今回の事態は、歴史と時代の評価にたえ得るものでなければならぬと考えております。どうぞ議員の皆様のご活躍に期待したいと思っております。

私からの挨拶は以上でございます。ありがとうございました。

○臨時議長（上 疆議員） ありがとうございます。

ここで理事者側の退席のため、暫時休憩します。

議員の皆様はそのまま着席ください。

休憩 午前10時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時19分

○臨時議長（上 疆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（上 疆議員） 日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

指名推選は、一人でも異議があれば、選挙の方法は投票によることとなります。

（「指名推選を進めてください」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上 疆議員） 指名推選という声がありますので、選挙は地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上 疆議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時28分

○臨時議長（上 疆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

指名の方法について、臨時議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上 疆議員） 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長において指名することに決定しました。

議長に、橋本健議員を指名します。

お諮りします。

ただいま臨時議長が指名しました橋本健議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上 疆議員） 異議なしと認めます。

したがって、橋本健議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました橋本健議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

確認のため、橋本健議員の議長当選承諾及びご挨拶をお願いしたいと思います。

〔仮16番 橋本健議員 登壇〕

○仮16番（橋本 健議員） 議長就任に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様からご推挙を賜りまして、衷心より感謝申し上げます。身に余る光栄であり、責任の重大さを改めて痛感しております。

現在出席されている議員の皆さんは、市長不信任決議の結果、議会解散により執行された市会議員一般選挙において、改めて市民の信頼を受けた新しい太宰府市議会の議員であります。市政の混乱や停滞を招いている状況の中で、市議会として、まず市民の皆様代表としてその負託に応えるべく、市政の健全化と安定を図ってまいります。

さらに、市議会は、これからも市政の課題解決と開かれた議会を目指して努力してまいります。

議長といたしましては、議会運営につきまして、各議員がそれぞれの力量を十分発揮できますよう配慮してまいりたいというふうに思っております。

今後は、円滑な議会運営、これに集中し努めてまいりたいと思いますので、議員各位のご協力、ご理解賜りますことを心からお願いを申し上げまして、就任の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○臨時議長（上 疆議員） これにて臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

橋本議長は議長席にお着き願います。

（議長交代）

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

お手元に配付しております追加議事日程のとおり、日程第3「議席の指定」から日程第12「筑慈苑施設組合議会議員の選挙」についてまでを日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第12までを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議席の指定について

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「議席の指定について」を行います。

議席は会議規則第3条第2項により、議長において指定いたします。

議員の皆さんの氏名とその議席の番号を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（阿部宏亮） 朗読いたします。

|     |        |    |     |        |    |
|-----|--------|----|-----|--------|----|
| 1番  | 柳原 莊一郎 | 議員 | 2番  | 宮原 伸一  | 議員 |
| 3番  | 船越 隆之  | 議員 | 4番  | 徳永 洋介  | 議員 |
| 5番  | 笠利 毅   | 議員 | 6番  | 堺 剛    | 議員 |
| 7番  | 入江 寿   | 議員 | 8番  | 木村 彰人  | 議員 |
| 9番  | 陶山 良尚  | 議員 | 10番 | 小畠 真由美 | 議員 |
| 11番 | 上 疆    | 議員 | 12番 | 原田 久美子 | 議員 |
| 13番 | 神武 綾   | 議員 | 14番 | 長谷川 公成 | 議員 |
| 15番 | 藤井 雅之  | 議員 | 16番 | 門田 直樹  | 議員 |
| 17番 | 村山 弘行  | 議員 | 18番 | 橋本 健   | 議員 |

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。

ここで、ただいまの議席指定によって仮議席から議席番号の変更があった議員の方々は、席の移動をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、

1番、柳原荘一郎議員

2番、宮原 伸一議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第5、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。

また、改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

ここで、理事者側の退席のため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時37分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 副議長の選挙

○議長（橋本 健議員） 日程第6、「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

指名推選は、一人でも異議があれば、選挙の方法は投票によることとなります。いかがいたしましょうか。

（「指名推選でお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 指名推選という声がありますので、選挙は地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時43分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

指名の方法について、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

副議長に、陶山良尚議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が陶山良尚議員を指名しました。副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました陶山良尚議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました陶山良尚議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

ここで確認のため、陶山良尚議員の副議長当選承諾及びご挨拶をお願いします。

陶山良尚副議長、演壇のほうにどうぞ。

〔9番 陶山良尚議員 登壇〕

○9番（陶山良尚議員） 副議長就任のご挨拶を申し上げます。

このたび議員各位のご推挙により副議長に選ばれましたことは、この上なく光栄でございます。

橋本議長を補佐し、議会が公正に、しかも円滑に運営されますよう誠心誠意努力してきたいと存じます。皆様の絶大なるご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしく願いいたします。

誠に簡単でございますけれども、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 常任委員会委員の選任について

○議長（橋本 健議員） 日程第7、「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第2条及び第5条第1項の規定によって、
総務文教常任委員会委員に

| | |
|------------|------------|
| 門 田 直 樹 議員 | 長谷川 公 成 議員 |
| 神 武 綾 議員 | 原 田 久美子 議員 |
| 徳 永 洋 介 議員 | 柳 原 荘一郎 議員 |

次に、環境厚生常任委員会委員に

| | |
|------------|------------|
| 藤 井 雅 之 議員 | 小 畠 真由美 議員 |
| 陶 山 良 尚 議員 | 木 村 彰 人 議員 |
| 笠 利 毅 議員 | 船 越 隆 之 議員 |

次に、建設経済常任委員会委員に

| | |
|------------|------------|
| 村 山 弘 行 議員 | 橋 本 健 議員 |
| 上 疆 議員 | 入 江 寿 議員 |
| 堺 剛 議員 | 宮 原 伸 一 議員 |

をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました各議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩し、休憩中、各委員会を招集しますので、委員会において正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

総務文教常任委員会の委員長に門田直樹議員、副委員長に神武綾議員、

環境厚生常任委員会の委員長に小畠真由美議員、副委員長に藤井雅之議員、

建設経済常任委員会の委員長に宮原伸一議員、副委員長に上疆議員が決定されております。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（橋本 健議員） 日程第8、「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第3条の2第2項及び第5条第1項の規定によって、

議会運営委員会委員に

| | |
|------------|------------|
| 小 畠 真由美 議員 | 宮 原 伸 一 議員 |
| 徳 永 洋 介 議員 | 長谷川 公 成 議員 |
| 神 武 綾 議員 | |

をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました各議員を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩し、休憩中、議会運営委員会を招集しますので、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時55分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

議会運営委員会の委員長に長谷川公成議員、副委員長に神武綾議員が決定をされております。

以上で報告を終わります。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙**

○議長（橋本 健議員） 日程第9、「筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定を準用し、同条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、選出の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

筑紫野太宰府消防組合議会議員に門田直樹議員、入江寿議員、徳永洋介議員、船越隆之議員、宮原伸一議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各議員を筑紫野太宰府消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました門田直樹議員、入江寿議員、徳永洋介議員、船越隆之議員、宮原伸一議員が筑紫野太宰府消防組合議会議員に当選をされました。

ただいま筑紫野太宰府消防組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をいたします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(橋本 健議員) 以上のおり決定をいたしました。

ご着席ください。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 山神水道企業団議会議員の選挙

○議長(橋本 健議員) 日程第10、「山神水道企業団議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

山神水道企業団議会議員に神武綾議員、上疆議員、笠利毅議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名をいたしました各議員を山神水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました神武綾議員、上疆議員、笠利毅議員が山神水道企業団議会議員に当選をされました。

ただいま山神水道企業団議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をいたします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(橋本 健議員) 以上のおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙

○議長(橋本 健議員) 日程第11、「福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に小島真由美議員、私、橋本健議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名をいたしました各議員を福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました小島真由美議員、そして私、橋本健が福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選をされました。

ただいま福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をいたします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

（当選議員 起立）

○議長（橋本 健議員） 以上のおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 筑慈苑施設組合議会議員の選挙

○議長（橋本 健議員） 日程第12、「筑慈苑施設組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

筑慈苑施設組合議会議員に堺剛議員、柳原荘一郎議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました各議員を筑慈苑施設組合議会議員の当選人と定める

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました堺剛議員、柳原荘一郎議員が筑慈苑施設組合議会議員に当選をされました。

ただいま筑慈苑施設組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をいたします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(橋本 健議員) 以上のおり決定をいたしました。

ここで、理事者側の入場のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時09分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付しております追加議事日程のとおり、追加日程第1、決議第4号「芦刈市長に対する不信任決議」を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 決議第4号 芦刈市長に対する不信任決議

○議長(橋本 健議員) 追加日程第1、決議第4号「芦刈市長に対する不信任決議」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

[17番 村山弘行議員 登壇]

○17番(村山弘行議員) 決議第4号「芦刈市長に対する不信任決議」についてを提出いたします。

理由は、市議会議員一般選挙後の新議会において、市長としての資質に欠ける芦刈市長に対し、不信任案を再度決議するものである。

それでは、決議文の朗読をもちまして提案理由の説明にかえさせていただきたいと思っております。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は、太宰府市議会議員門田直樹議員、橋本健議員、藤井雅之議員、長谷川公成議員、神武綾議員、原田久美子議員、上疆議員、小畠真由美議員、陶山良尚議員、木村彰人議員、入江寿議員、堺剛議員、徳永洋介議員、舩越隆之議員、宮原伸一議員、柳原荘一郎議員であります。

太宰府市議会は、芦刈市長に対し、6月定例会での問責決議を初め9月定例会の辞職勧告決議を可決した。さらに、10月臨時会においては、不信任案決議を全会一致で可決した。

市議会は、市長みずから辞職し、市民に信を問うことを要望したにもかかわらず、芦刈市長はみずからが問われていることを自覚できず、市議会や市役所に責任転嫁するとともに、議会解散を選択、大義なき市議会議員選挙に至らしめた。

今回、市民に信を問い誕生した新議会においても、市長としての資質に欠ける芦刈市長にこれ以上太宰府市の市政を任せることは、市政の発展を妨げるばかりか、市民の負託をないがしろにするものであり、市議会としては断じて看過できない。

よって、市議会は太宰府市民の誇りを守り、市政の健全化と安定を図るため、芦刈市長に対する不信任案を再度決議するものである。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） 芦刈市長に対する不信任案賛成の立場から討論させていただきます。

私が不信任案に賛成する理由は3点ございます。

1点目は、市長は10月30日に太宰府市議会を解散され、太宰府市議会選挙となりました。この選挙は大義のない市議会議員選挙でございました。市長は、今回の市議選の大義は何かと問われ、議会側も選挙を覚悟して私に不信任を出した、だから議会を解散したと発言されておしま

す。市長は、議会と争っているのでしょうか。非常に悲しいことです。このようなお粗末なものが市議選の大義になるはずがございません。

私は、市長の行政運営では、議論の場である議会の役割が果たせない、このままでは市民の皆様利益につながる政策をお示しすることができない、この点を第一義とし、重要な判断の指針としてきました。私は、市長と戦っていると考えたことは一度もございません。この思いは、今回の市議選に立候補された21名全員の共通認識でございます。その理由は、選挙公報で訴えられた各候補の公約でもあります、選挙カーで訴えた政策です。市民の皆様へ目を向け、住みよいまちづくりをしていくのが私たちの使命です。これが私たち議員と市長の大きな違いです。

2点目は、今回の市議会議員選挙で3,000万円以上の税金を使用しております。市長は、議会解散で前市議は冬のボーナスと11月分の報酬がない、それに空席の副市長分を合わせて約3,000万円が浮くと発言されております。これが新聞の記事にもなっております。なぜ公式の場での発言になるのか、私には理解できません。市長が酒の席で発言したとしても、ひんしゆくを買うような発言だと思います。太宰府市のトップの発言なのかと耳を疑いました。資質を疑うような発言だと思っております。

3点目は、市長は議員時代から、太宰府市に行政改革大綱がないのはおかしいと言われていたそうですが、私が知る限り、議員時代の市長に議会での活動はございません。また、市長は市長就任後、行政改革の具体的な議案は一度も出されておられません。その理由を、市役所に残る古い体質があるからだと発言されております。

行政改革大綱とは、行政改革に必要な考え方や取り組みを実行するための方針です。太宰府市のトップとなられた市長であるならば、また行政改革が市長の一丁目一番地であるならば、就任当初に部課長会議を開催され、市長の方針を述べて、関係部課の現状調査、問題点の把握、具体的な改善策を指示されれば、行政改革の具体的な議案になったのではないのでしょうか。考えておられるのみでは、何も前には進みません。

また、責任を転嫁するのみでは、太宰府市のトップの仕事ではございません。実行することにより、何よりも大事なことだと思っております。

以上3点を申し上げまして、芦刈市長に対する不信任案の賛成に対する立場での私の討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） 芦刈市長に対する不信任決議に対し、賛成の立場で討論に参加します。

2017年11月発行、「間違いだらけの不信任案決議」を見出しとした芦刈後援会のチラシがありました。全てについて申し上げると時間が足りないのです、最初の5行について述べたいと思います。

「私は、市長不信任案可決に伴い、議会を解散しました」、全国の自治体の市長で堂々と述

べる市長が何人おられるのでしょうか。全国でも類のない全会一致での不信任です。次の議会でも不信任案が可決することは、誰が考えても明らかです。議会が市長に対して不信任案を出したならば、市民に対して民意を問うことが当たり前の判断だと私は考えますが、私の考えは間違っているのでしょうか。

新聞の記載で市長は、「議会解散で前市議は冬のボーナス、11月分の報酬がない。空席の副市長分も合わせて約3,000万円が浮くという計算もある」、なぜこの言葉が市長から出るのでしょうか。確かに私たち前市議会議員は、この議会に戻ってこれられないかもしれない、まして金銭面でも大きいなリスクを負うことになる。それでも一人一人の決断で、このままでは太宰府市民のためにならないと判断し、不信任案を提出しました。なぜ我々の思いが市長の言いわけに使われるのでしょうか。

次に書かれているのが、「問われているのは、市長、議会、市役所です。市長選挙、市議会選挙を同時に可能か追求しましたが、制度的に不可能でした」、この言葉のどこに太宰府市民がいるのでしょうか。この文書からも、市長の自己中心的な言いわけがわかります。ここにいる我々は、おなかにいる赤ちゃんから高齢者の方々全ての太宰府市民のためにある議会ではなくてはなりません。しかし、芦刈市長は、太宰府市民を中心にするのではなく、自分の選挙公約を中心とした市民不在の政策であったことを、議会解散後も改めて確信することができました。

以上のことから、私の芦刈市長に対する不信任案決議の賛成討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 賛成の立場で討論いたします。

9 月、10 月と討論を重ね、同じ内容をここで繰り返さざるを得ない状況にあることを、まずもって残念に思います。

私は、今回の不信任決議には名前は連ねておりませんが、その理由は9月に述べたとおり、理由については見解を異にしているからです。

10月に申し述べたとおり、芦刈市長が現状で市政を担い得る状況にはないと判断していることをもって、結論としての不信任決議に賛成します。

一言だけ付言いたしますが、本日最初、冒頭の挨拶で芦刈市長は歴史の判断を頼りにされておりましたが、我々議員は、今の現状を見て判断せざるを得ないのだということを申し述べておきたいと思います。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

15 番藤井雅之議員。

○15 番（藤井雅之議員） 賛成の立場で討論させていただきます。

芦刈市長は、1 度目の不信任可決を受け、問われているのは市長だけではなく、市議会、市役所全体だと言って、市議会を解散されました。市議会解散を受けて、私は市内の辻々に立つ

て、不信任に賛成した理由として、市長の公約に向き合う姿勢の欠如、そして資質問題、2つの点を訴え、今この場所に再び戻していただいたと思っております。

とりわけ資質の問題では、10月27日の臨時議会で不信任が可決された後、翌日にいきいき情報センターで行われた市民グループ主催の討論会において、「悪いのは〇〇議員」と、その場にはいない議員の固有名詞を挙げて言う姿勢、余りにもアンフェアではありませんか。市長にも言い分があるのなら、市長が名指しをされた方にも言い分があるはずです。そこを踏まえず一方的に個人攻撃をされるような市長の資質を、改めて疑いました。

不信任に賛成した立場でこの議場に戻ってまいりました。最後に市長に申し上げます。市長は、2年8カ月前の選挙公約において、退職金を500万円にするとされました。不信任が可決された後、失職されるにしても、500万円以上の退職金が支給されます。そのまま受け取られますか。受け取られたら、選挙の際に公衆に約束をするという公約の意味からも大きく後退すると思います。

再度、太宰府市民に審判を仰ごうと思うのであれば、自身の選挙公約である退職金500万円ということだけでも実行し、朝の挨拶で述べられた歴史と時代の評価にたえ得るということ、ぜひ政治家芦刈茂の生きざまをきちんと見せていただきたいということを最後に申し上げまして、不信任決議に賛成を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

私の考える不信任決議に賛成する理由は3つです。

まず、市長として市役所組織を統括できなかつたことです。執行部内幹部職員との業務遂行上のコミュニケーション関係を構築できず、職員と組織の能力を引き出すことができませんでした。そして、副市長を解職したあげくに、後任者を選任できない異常事態をみずから招いてしまいました。

次に、状況判断を大きく誤り、太宰府市政の混乱をさらに深めたことです。前回の不信任決議可決を受けて、みずから市民の信を問う道を選ばず、市政正常化のために多くの時間と費用がかかる議会解散をなし、市政の空白で太宰府市を大きく停滞させてしまいました。

そして何より、太宰府市政混迷の原因を最後まで把握できなかったことではないでしょうか。市政混迷の核心は、市長ご自身の市政運営の不手際にあつたと考えます。市長ご自身、孤軍奮闘されたことと思いますが、それだけでは熱意と努力が空回りするだけではなかつたのですか。市長ほか特別職や政策ブレーンなどチームの総力をもって市政運営、改革に当たられるべきではなかつたのでしょうか。残念ながらそれができませんでした。

以上の理由により、改めて今回の不信任決議に賛成いたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

本件の表決については、地方自治法第178条第3項の規定により、不信任議決が成立するには、議員の3分の2以上の者が出席し、その過半数の者が同意することを必要とします。

現在の出席議員は18人であり、議員数の3分の2以上であります。

また、出席議員の過半数は9人であります。

お諮りします。

本件は起立による表決にしたいと思います。

決議第4号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、決議第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後1時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(橋本 健議員) 以上で本日の議事日程は全て終了をいたしました。

次の本会議は、12月15日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後1時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（2日目）

〔平成29年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成29年12月15日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））
- 日程第3 議案第61号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について
- 日程第4 議案第62号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第63号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第64号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第65号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第66号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第67号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第68号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第69号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第70号 平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第71号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第72号 平成29年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第73号 平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 発議第6号 特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 柳原 莊一郎 議員 | 2番 | 宮原 伸一 議員 |
| 3番 | 船越 隆之 議員 | 4番 | 徳永 洋介 議員 |
| 5番 | 笠利 毅 議員 | 6番 | 堺 剛 議員 |
| 7番 | 入江 寿 議員 | 8番 | 木村 彰人 議員 |
| 9番 | 陶山 良尚 議員 | 10番 | 小島 真由美 議員 |
| 11番 | 上 疆 議員 | 12番 | 原田 久美子 議員 |
| 13番 | 神武 綾 議員 | 14番 | 長谷川 公成 議員 |
| 15番 | 藤井 雅之 議員 | 16番 | 門田 直樹 議員 |

17番 村山弘行 議員

18番 橋本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

| | | | |
|-------------------|--------|----------------------|-------|
| 市長職務代理者
(総務部長) | 石田 宏二 | 教育長職務代理者 | 野中 秀典 |
| 市民生活部長 | 友田 浩 | 総務部理事 | 原口 信行 |
| 都市整備部長 | 井浦 真須己 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 濱本 泰裕 |
| 観光経済部長 | 藤田 彰 | 教育部長 | 緒方 扶美 |
| 都市整備部
公営企業担当部長 | 今村 巧児 | 教育部理事 | 江口 尋信 |
| 総務課長併
選管書記長 | 田中 縁 | 経営企画課長 | 高原 清 |
| 地域コミュニティ課長 | 藤井 泰人 | 市民課長 | 行武 佐江 |
| 保育児童課長 | 大塚 源之進 | 建設課長 | 山口 辰男 |
| 社会教育課長 | 中山 和彦 | 学校教育課長 | 森木 清二 |
| 上下水道課長 | 古賀 良平 | 産業振興課長併
農業委員会事務局長 | 中島 康秀 |
| 監査委員事務局長 | 渡辺 美知子 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|-------|------|--------|
| 議会事務局長 | 阿部 宏亮 | 議事課長 | 花田 善祐 |
| 書記 | 斉藤 正弘 | 書記 | 高原 真理子 |
| 書記 | 力丸 克弥 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2から日程第8まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第2、議案第60号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））」から日程第8、議案第66号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長職務代理人（総務部長）。

〔市長職務代理人（総務部長） 石田宏二 登壇〕

○市長職務代理人（総務部長）（石田宏二） 皆さん、おはようございます。

12月12日に市長の不信任案が可決され、市長が失職したことにより、太宰府市長の職務代理人を定める規則第2条の規定に基づき、12月13日付で職務代理人となりました総務部長の石田宏二でございます。新しい市長が就任するまでの間、市長の職務を代理させていただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの1件、財産の取得1件、条例の改正5件、補正予算7件、合わせて14件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号から議案第66号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第60号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、10月30日の市議会解散に伴い、12月3日に執行されました市議会議員一般選挙に係る予算を、平成29年10月30日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議案第61号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」ご説明申し上げます。

本件は、大佐野地区緑地保護地区内の土地取得に関する案件でございます。

この土地取得につきましては、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところであり、深く感謝申し上げます次第であります。

今回、買収いたします土地につきましては、9筆、面積2万6,287㎡、買収金額4,994万5,300円であります。詳細につきましては、財産（太宰府市緑地保護地区内）の取得一覧表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第62号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

現行条例中に記載のある地方自治法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の略称をいずれも「法」としているため、重複しております。略称変更のため条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

次に、議案第63号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第9条により、公営住宅法、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定より議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第64号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

歴史と文化の環境税は、太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために、平成15年5月23日に条例の施行を行いました。

導入後、これまで4回の適用期間の延長を行い、現在14年を経過しており、その間の収入は約8億5,000万円にも上り、今では年間8,000万円を超える、太宰府市にとって魅力あるまちづくりのための貴重な財源となっております。

来年5月に条例の適用期限を迎えるに当たり、5回目の検討時期を迎えることから、本年8

月から4回にわたり太宰府市税制審議会を開催いたしました。審議会ではさまざまな意見が出されておりましたが、10月20日の第4回太宰府市税制審議会におきまして、市の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」を目指したまちづくりのために、引き続きこの税が適正に運営されることを期待し、3年間、歴史と文化の環境税を継続することが望ましいとの答申をいただきました。

太宰府市といたしましても、この答申を踏まえ、3年継続の意向を十分に尊重いたしまして、本税の適用期間をさらに3年延長するものでございます。

次に、議案第65号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第66号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、太宰府南第2及び第3学童並びに水城第2及び第3学童の新築に伴い、学童保育所の名称、位置、定員に関する条例を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

議案第60号から議案第66号までについては委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに議案第60号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度太宰府市一般会計補正予算（専決第2号））」について質疑、討論、採決を行います。

議案第60号について通告がありますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第60号について伺います。

今回の市議会選挙は、議会の解散による急な選挙で、以前からこの市議選については3,000万円から4,000万円費用がかかるのではというふうに聞いておりましたが、今回計上された額が4,200万円となっております。通常1年半後に行われるはずだった選挙費の前倒しと、

前議員18人の12月の報酬、また期末手当を充てたと考えたとしても、これから行われる市長選を含めて、前回の統一地方選挙のときに比べると、やはり負担が大きくなっています。この市議選に限って言えば、内訳を見ても職員手当が300万円増えているということが、ちょっと大きなところで見られますけれども、このことを含めまして、増額となった理由について伺いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長職務代理者（総務部長）。

○市長職務代理者（総務部長）（石田宏二） ただいまの質問にお答えをいたします。

議案第60号「専決処分の承認を求めることについて」、前回の統一地方選時との差額について、増額なった理由をご回答申し上げます。

平成27年4月の統一地方選挙における市長・市議会議員選挙の予算額は、平成26年度分で164万4,000円、平成27年度分で4,011万6,000円、合計4,176万円でございます。今回、専決処分の承認を求めています市議会議員選挙予算につきましては、4,188万2,000円となっており、予算ベースで12万2,000円の増額となっております。ただし、今回の専決分は、市議会議員選挙単独の予算でございますので、比較のため、平成27年の市長・市議選挙における共通部分と市議選のみに要する費用とを合わせますと、約3,680万円程度となり、500万円程度の増額と考えられます。

増額の理由といたしましては、本来統一地方選挙であれば、選挙管理委員会事務局において2カ月ぐらい前から計画的に準備をしていくところでございますが、今回急な解散による選挙執行で、1カ月程度の準備期間しかなかったこと、10月22日執行の衆議院議員総選挙の報告事務等を行いながら、短期間で集中的に準備することがあったことなどによりまして、事務局体制を増員して対応したことによる職員手当等の増がまず上げられます。

さらに、急な発注による委託料の単価の値上がり、読み取り分類機等の機器類のメンテナンス料やシステム運用支援料等の値上がり、郵便料金改定に伴う郵送料の増などが考えられるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問は、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第60号は承認されました。

(承認 賛成17名、反対0名 午前10時14分)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第61号から議案第66号までについて質疑を行います。

議案第61号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 議案第62号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 議案第63号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 議案第64号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 議案第65号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 議案第66号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 以上で議案第61号から議案第66号までの質疑を終わります。

議案第61号から議案第66号までの討論、採決は、12月19日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9から日程第15まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第9、議案第67号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」から日程第15、議案第73号「平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者(総務部長)。

[市長職務代理者(総務部長) 石田宏二 登壇]

○市長職務代理者(総務部長)(石田宏二) 議案第67号から議案第73号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第67号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2,396万7,000円を追加し、予算総額を

240億4,690万9,000円をお願いするものであります。

内容としましては、市長の失職に伴い、1月28日に執行されます市長選挙に係る予算を計上させていただきます。

次に、議案第68号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ3億5,297万2,000円を追加し、予算総額を243億9,988万1,000円をお願いするものであります。

主な内容としましては、障がい児通所支援サービス利用者が増えたことに伴う障がい児通所支援給付事業費などの扶助費の不足分や、コミュニティバスまほろば号の電子バス停案内標識の機器改修費用、太宰府小学校の通学路整備に係る予算を計上させていただきます。

また、その他につきましては、水城小学校、学院中学校に通級指導教室を新たに設置するための備品購入費等のほか、新入学生に対する入学準備金としての就学援助費、国の通達に基づく保育所処遇改善に伴う私立保育所保育費用委託料の追加、後年度の財政負担軽減に向けた繰上償還に係る公債償還金、人事院勧告に伴う職員給与費などを計上させていただきます。

あわせて、繰越明許費の補正につきましては、中学校の適応指導教室や新設する通級指導教室の空調設備工事に係る予算を計上させていただきます。

債務負担行為補正につきましては、南保育所を管理運営するための指定管理料を含め、2件計上させていただきます。

次に、議案第69号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入及び歳出予算にそれぞれ53万円を追加し、予算総額を92億6,649万9,000円をお願いするものでございます。

歳出につきましては、平成30年度の国保制度改革に伴い、4月から使用する新様式の国民健康保険限度額適用認定証等のデザイン用紙購入費でございます。

歳入につきましては、職員給与費等繰入金の増額による一般会計からの法定繰り入れでございます。

次に、議案第70号「平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく職員給与の改定及び職員の異動等に伴うもので、歳入及び歳出予算にそれぞれ28万8,000円を追加し、予算総額を11億7,134万3,000円をお願いするものであります。

歳出といたしましては、職員給与費を28万8,000円の増を計上しております。

歳入といたしましては、歳出の職員給与費相当分として、一般会計繰入金で28万8,000円の増を計上しております。

次に、議案第71号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれに972万2,000円を追加し、予算総額を49億5,771万6,000円とするものです。

主な内容としましては、平成30年4月から介護報酬等の介謝保険制度改正に伴う介護保険システムの改修費となっております。財源としましては、国庫及び県補助金、一般会計事務費繰入金等となっております。

次に、議案第72号「平成29年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入で106万2,000円の減額、収益的支出で137万1,000円の増額、資本的支出で1億円の増額をお願いするものであります。

主な内容といたしましては、浄水場ポンプの電気料が増加したことに伴う動力費の不足及び今年度資金の運用方針を改め、有価証券購入による資金運用を行うため、所要額を補正するものでございます。

あわせて、債務負担行為の追加と変更をそれぞれ1件計上させていただいております。

次に、議案第73号「平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入で865万2,000円の増額をお願いするものであります。

主な内容といたしましては、雨水処理に関する一般会計負担金の減額及び分流式下水道経費補助金及び不明水補助金の一般会計補助金等の増額でございます。

あわせて、債務負担行為の変更を1件計上させていただいております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

議案第67号から議案第73号までについては委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに議案第67号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」質疑、討論、採決を行います。

議案第67号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時25分)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第68号から議案第73号までについて質疑を行います。

議案第68号について通告があつていますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番(神武 綾議員) 議案第68号「一般会計補正予算(第4号)について」、その中から2点について伺います。

1点目、21ページ、10款1目2項教育費の特別支援教育支援専門員の増員人数と、年度後半に差しかかっていますこの時期に増やすことになった理由について伺います。

2つ目、23ページ、同じく教育費です。10款2項2目と3項2目に共通しています要・準要保護児童関係費の扶助費、学用品費外ですが、小・中学校に通う家庭への就学援助の新入学準備の支給として3月中に行うためというふうに説明を聞いておりますが、保護者の経済的な支援の一つして行うということで、1年前にもこの説明がありました、4月に入つての支給になっておりました。今回はこの支給がいつになるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長(橋本 健議員) 教育部理事。

○教育部理事(江口尋信) それでは、まず1点目、特別支援教育支援専門員の増員人数と、この時期に増やす理由についてご回答させていただきます。

特別支援教育専門員につきましては、平成29年度当初予算では支援員予算として35人分を計上しておりました。ところが、特別支援学級に在籍する児童・生徒数が想定以上に増加し、支援員39名が必要となり、年度当初から計39名の支援員を各学校に配置いたしました。加えて、11月に他市町から特別に支援、配慮が必要な児童が本市小学校に転入してきたことに伴い、1名支援員を11月中に配置いたしました。現在、40名の特別支援教育支援員を配置しておりますことから、335万円の賃金が不足することになり、このたび補正予算に計上させていただいております。

それから2点目、新入学児童・生徒の学用品費の支給時期ですが、本年度平成29年度入学の児童・生徒分につきましては、4月5日に支給をいたしました。しかしながら、ご指摘のとおり4月5日は入学式直前であり、学用品等の購入に一定の時間が必要であることから、平成30年度入学予定の児童・生徒分につきましては、事務手続の時期を変更いたしまして、3月中に支給できるよう準備を進めているところであります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありませんか。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 2件目のほうについて再質問いたします。

入学準備金の支給についてですけれども、3月内というお話でしたが、中学生の制服の負担がやっぱり大きいというところで、以前も一般質問でもお話をさせていただいたんですけれども、中学生の制服の引き渡して、採寸をした後でき上がったものを引き取りする日にちが、今年度、平成30年度の入学の生徒さんたちは、各中学校3月2日から6日、7日に予定されているというふうに聞いております。ですので、できれば2月25日ぐらい以前に支給をしていただけると、保護者の皆さんも助かられると思いますので、その点を要望しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 本年度は、先ほどご回答しましたとおり3月中、目標としましては3月中旬ほどを目標として支給するようにしております。このことにつきましては、実はそれぞれの学校の新入生説明会の日程の関係とか、あとはそれぞれの税の確定、それから小・中学校への入学するということの確定等の問題がありまして、今のところ現在ではぎりぎりこのあたりを、3月中旬あたりを目標にしております。

ご指摘のように、制服の負担等ということについては、十分私どもも理解しておりまして、現在各中学校のPTAと連携をしまして、制服のリユース等を制度化して進めるようにも考えておりますし、今言われた2月中の支給については、今後の調査研究によって、どこまで可能かということも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 議案第69号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 議案第70号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 議案第71号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 議案第72号について質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 議案第72号にあります、先ほど提案理由で述べられましたところの有

価証券購入という部分について質疑をさせていただきます。

まず1問目としまして、有価証券の期間が満期何年のか、それとそれに伴います利息の受け取りの総額は幾らになるのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 資金運用につきまして、有価証券の購入期間につきましては、20年を予定しております。20年間の想定を受取利息につきましては、現段階では直近の一般会計の実績から年利を0.6%と想定をいたしまして、20年間で約1,200万円と考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 金額は今約1,200万円ということでありましたけれども、ちょっと気になりますのは、この20年という期間ですね。20年、私たち議会のチェックという立場でいっても、任期4年ですから、20年ということは5回選挙をしないといけないというような考えになりますと、ここの議場に誰がその20年満期の後、残っておられるかというのも、執行部の皆さんも含めてちょっと私疑問に思うんですけれども、これ長過ぎないかという部分のところですけれども、これは20年の、例えばもう少し期間の部分が検討されなかったのかということと、それと今後議会としてこれをチェックしていく上では、どういうふうに報告をしていただけるのか。監査のほうには例月の部分で多分報告はされると思いますが、その点についての認識をお聞かせいただきたいのと、あわせて利息で得られる用途については何か考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部公営企業担当部長。

○都市整備部公営企業担当部長（今村巧児） 有価証券の購入期間の20年ということについてのご質問でございます。

1億円、有利に運用していきたいということで、有価証券の中でも第1候補といたしましては、安定性のある地方債等を考えておるところでございます。そのようなことから、預け入れ期間については20年というところでの想定を考えておるところでございます。

ご質問のとおり、金利は変動をしておりますし、期間も長うございますので、各年度の利息の確定額につきましては、各年度ごとの決算の中でご報告してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

利息の用途につきましては、現在の預け入れの運用につきましても3条予算の中で歳入をしております。歳出についても3条の支出の財源として活用してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） もうこれは最後要望ですけれども、水道会計、独立しておられます企業会計ですけれども、多くは市民の方からの水道料金の負担の部分で成り立っている会計であるというふうに私は思っておりますので、それに基づいて運用されるということでもありますから、その運用益を何らかの形で市民の方に還元できる、還元するというような対応も必要ではないかというふうに思いますので、この点については要望させていただきたいと思っておりますので、ご検討していただきたいというふうに思います。

その上で、また時期を見て一般質問で取り上げるかもしれませんので、その点まで予告させていただいて、終わります。

○議長（橋本 健議員） 議案第73号について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 以上で議案第68号から議案第73号までについての質疑を終わります。
議案第68号から議案第73号までについての討論、採決は、12月19日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 発議第6号 特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について

○議長（橋本 健議員） 日程第16、発議第6号「特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番長谷川公成議員。

〔14番 長谷川公成議員 登壇〕

○14番（長谷川公成議員） 発議第6号「特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について」提案理由をご説明申し上げます。

本案は、議会広報の編集、発行を行うための特別委員会を設置するものであります。名称は議会広報特別委員会、付議事件は議会広報の編集及び発行に関する件、構成は7名、経費は予算の範囲内、常設の特別委員会で、活動は議会閉会中も必要と認めた場合には随時開催することができるとしてあります。

提出者は私、長谷川公成、賛成者は神武綾議員、小島真由美議員、徳永洋介議員、宮原伸一議員であります。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。  
自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第6号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時38分)

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会は、7人の議員をもって構成し、太宰府市議会広報に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、

1番 柳 原 莊一郎 議員

5番 笠 利 毅 議員

6番 堺 剛 議員

7番 入 江 寿 議員

8番 木 村 彰 人 議員

9番 陶 山 良 尚 議員

12番 原 田 久美子 議員

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時58分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に原田久美子議員、副委員長に木村彰人議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月19日午前10時から再開をいたします。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程(3日目)

[平成29年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成29年12月19日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第61号 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について
- 日程第2 議案第62号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第63号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第64号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第65号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第66号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第68号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第8 議案第69号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第70号 平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第71号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第72号 平成29年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第73号 平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第74号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第75号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議員の派遣について
- 日程第16 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(18名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 柳原 莊一郎 議員 | 2番 | 宮原 伸一 議員 |
| 3番 | 船越 隆之 議員 | 4番 | 徳永 洋介 議員 |
| 5番 | 笠利 毅 議員 | 6番 | 堺 剛 議員 |
| 7番 | 入江 寿 議員 | 8番 | 木村 彰人 議員 |
| 9番 | 陶山 良尚 議員 | 10番 | 小島 真由美 議員 |
| 11番 | 上 疆 議員 | 12番 | 原田 久美子 議員 |
| 13番 | 神武 綾 議員 | 14番 | 長谷川 公成 議員 |
| 15番 | 藤井 雅之 議員 | 16番 | 門田 直樹 議員 |

17番 村山弘行 議員

18番 橋本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

| | | | |
|-------------------------------|--------|-------------------|--------|
| 市長職務代理者
(総務部長) | 石田 宏二 | 教育長職務代理者 | 野中 秀典 |
| 市民生活部長 | 友田 浩 | 総務部理事 | 原口 信行 |
| 都市整備部長 | 井浦 真須己 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 濱本 泰裕 |
| 観光経済部長 | 藤田 彰 | 教育部長 | 緒方 扶美 |
| 都市整備部
公営企業担当部長 | 今村 巧児 | 教育部理事 | 江口 尋信 |
| 総務課長併
選管書記長 | 田中 縁 | 経営企画課長 | 高原 清 |
| 管財課長 | 小柳 憲次 | 市民課長 | 行武 佐江 |
| 福祉課長 | 友添 浩一 | 都市計画課長 | 木村 昌春 |
| 社会教育課長 | 中山 和彦 | 上下水道課長 | 古賀 良平 |
| 観光推進課長兼
地域活性化複合
施設太宰府館長 | 木村 幸代志 | 監査委員事務局長 | 渡辺 美知子 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|-------|------|--------|
| 議会事務局長 | 阿部 宏亮 | 議事課長 | 花田 善祐 |
| 書記 | 斉藤 正弘 | 書記 | 高原 真理子 |
| 書記 | 力丸 克弥 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第12まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第61号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」から日程第12、議案第73号「平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

直ちに議案第61号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」討論、採決を行います。

議案第61号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第61号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第62号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

議案第62号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第63号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

議案第63号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第64号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

議案第64号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第65号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

議案第65号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第66号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

議案第66号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第68号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」討論、採決を行います。

議案第68号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（橋本 健議員） 次に議案第69号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論、採決を行います。

議案第69号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時05分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第70号「平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1号）について」討論、採決を行います。

議案第70号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時05分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第71号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論、採決を行います。

議案第71号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時06分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第72号「平成29年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」討論、採決を行います。

議案第72号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時06分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第73号「平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」討論、採決を行います。

議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第74号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(橋本 健議員) 日程第13、議案第74号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、藤井雅之議員の退場を求めます。

(15番 藤井雅之議員 退席)

○議長(橋本 健議員) 提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者(総務部長)。

[市長職務代理者(総務部長) 石田宏二 登壇]

○市長職務代理者(総務部長)(石田宏二) 皆さん、おはようございます。

平成29年太宰府市議会第4回定例会最終日を迎えて、本日もご提案申し上げます案件は、人事案件1件、条例の改正1件、合わせて2件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

平成29年12月3日付で市議会議員選挙が執行され、議員が改選されましたので、議員選任の監査委員として藤井雅之氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

藤井雅之氏は、平成19年の市議会議員選挙において初当選以来、今期で4期目を迎えられ、太宰府市政発展のため活躍されているところであります。また、平成27年5月から平成29年10月まで監査委員を務められており、経験も豊富であります。人格、識見にすぐれ、また人望も厚く、監査委員として最適任であると考えておりますので、経歴書をご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。  
直ちに質疑、討論、採決を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。  
採決を行います。  
議案第74号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

- 議長(橋本 健議員) 全員起立です。  
よって、議案第74号は同意されました。

(同意 賛成16名、反対0名 午前10時11分)

- 議長(橋本 健議員) ここで、藤井雅之議員の入場を認めます。  
(15番 藤井雅之議員 入場)

- 議長(橋本 健議員) 藤井雅之議員に申し上げます。  
ただいまの議案第74号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」は同意  
されましたので、お知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第14 議案第75号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する
条例について**

- 議長(橋本 健議員) 日程第14、議案第75号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等
の一部を改正する条例について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
市長職務代理者(総務部長)。

[市長職務代理者(総務部長) 石田宏二 登壇]

- 市長職務代理者(総務部長)(石田宏二) 議案第75号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する
条例等の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の条例の改正におきましては、本年8月8日の人事院勧告に伴い、平成29年4月1日か
ら特別職、市議会議員、特定任期付職員及び一般職の給与の改定が行われることとなっており
ます。主な内容としましては、特別職、市議会議員等については期末手当の0.05月分の引き上
げ、また職員については給料表の全体的な平均0.2%程度の引き上げ、勤勉手当0.1月分の引き

上げとなっております。

本市におきましては、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりますので、今回も勧告に従いまして改正するものであります。

以上、添付資料の新旧対照表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第75号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第15、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第16、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から、会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はは全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成29年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成29年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午前10時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成30年2月16日

太宰府市議会臨時議長 上 疆

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 柳 原 莊一郎

会議録署名議員 宮 原 伸 一